

令和7年度答申第81号
令和8年2月13日

諮問番号 令和7年度諮問第124号（令和7年12月18日諮問）
審査庁 法務大臣
事件名 行政文書の開示実施手数料に係る減免申請拒否処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、A矯正管区長（以下「処分庁」という。なお、法務省組織令の一部を改正する政令（令和7年政令第59号）の施行に伴い、同年4月1日をもって、本件の処分庁の名称はB矯正管区長に変更されている。）に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「情報公開法施行令」という。）14条2項の規定に基づき、開示請求1件による一部開示決定に係る行政文書について開示の実施に係る手数料（以下「本件開示実施手数料」という。）の免除の申請（以下「本件免除申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないとして、免除をしないとの決定（以下「本件免除申請拒否処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

（1）行政文書の開示請求

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）3条は、何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる」と規定している。

（2）行政文書の開示決定

ア 情報公開法9条1項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならないと規定している。

イ 上記アの委任を受けて、情報公開法施行令6条1項は、情報公開法9条1項の政令で定める事項は、開示決定に係る行政文書について求めることができる開示の実施の方法（1号）、開示の実施の方法ごとの開示実施手数料（以下「開示実施手数料」という。）の額（2号）などとすると規定している。

（3）手数料

ア 情報公開法16条1項は、開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）又は開示実施手数料を納めなければならないと規定している。

上記委任を受けて、情報公開法施行令13条1項は、1号において開示請求手数料の額を、2号において開示実施手数料の額を定めている。

イ 情報公開法16条3項は、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、同条1項の手数料を減額し、又は免除することができる」と規定している。

上記委任を受けて、情報公開法施行令14条1項は、行政機関の長（情報公開法17条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下情報公開法施行令14条において同じ。）は、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる」と規定している。

そして、情報公開法施行令14条2項は、前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、開示決定をした行政機関の長に対してその求める行政文書の開示の実施の方法等の申出をする際に、併

せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を提出しなければならないと規定し、同条3項は、前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）11条1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならないと規定している。

（4）権限又は事務の委任

ア 情報公開法17条は、行政機関の長は、政令で定めるところにより、第2章（3条から16条まで）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる」と規定している。

イ 上記アの委任を受けて、情報公開法施行令15条1項（本件免除申請拒否処分については、令和7年政令第226号（令和7年7月1日施行）による改正前のもの）は、行政機関の長は、情報公開法17条の規定により、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）9条の地方支分部局の長に情報公開法第2章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる」と規定している。

ウ 上記イの委任を受けて、平成14年8月8日付け法務省秘公訓第711号大臣訓令「法務省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任に関する訓令」は、「矯正管区長」に、法務大臣の所掌に係る情報公開法第2章に定める権限又は事務のうち、矯正管区及びその庁の管轄区域内に所在する刑務所、少年刑務所、拘置所等の所掌に係るものを委任すると定めている。

（5）行政機関等における保有個人情報の取扱い

ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）61条1項は、行政機関等（同法2条11項各号に掲げるもの。以下同じ。）は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないと規定している。また、個人情報保護法69条1項は、行政機関の長等（同法63条に掲げる行政機関の長等をいう。以下同じ。）、は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないと規定し、同条2項2号は、前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に

必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるときに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる旨規定している。

イ 個人情報保護法126条は、行政機関の長は、政令で定めるところにより、第2節から第5節まで（74条及び第4節第4款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる」と規定しており、当該委任を受けて、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）32条（令和7年政令第226号による改正前のもの）は、行政機関の長は、上記の権限又は事務のうちその所掌に係るものを、国家行政組織法9条の地方支分部局の長等に委任することができる」と規定している。

ウ 上記イの委任を受けて、令和4年3月16日付け法務省秘個訓第1号大臣訓令「法務省の保有する個人情報の保護に係る権限又は事務の委任に関する訓令」1条は、別表の委任を受ける職員の官職欄に掲げる矯正管区長等の職員に、法務大臣の所掌に係る個人情報保護法第5章第2節及び第4節（第4款を除く。）に定める権限又は事務のうち、同表の組織欄に掲げる矯正管区及びその庁の管轄区域内に所在する刑務所等の組織の所掌に係るものを委任すると規定し、上記の訓令2条は、法務大臣の所掌に係る個人情報保護法第5章第2節に定める権限又は事務のうち、刑務所等の所掌に係るものについては、前条の規定にかかわらず、当該施設の長に委任すると定めている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、令和6年7月1日からC刑務所に収容されている者である。

(領置金基帳 (C刑務所))

(2) 審査請求人は、令和6年6月28日付けで（処分庁の受付は同年7月1日）、処分庁に対し、情報公開法3条の規定に基づき、行政文書の開示請求をした。

処分庁は、令和6年10月23日付けで、審査請求人に対し、上記開示請求に係る行政文書の一部を開示する決定をし、開示実施手数料として700円（全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合）又

は740円（全て複写機により白黒及びカラーで複写したものの交付を希望する場合）を納付するよう通知した。

審査請求人は、令和6年9月24日付けで（処分庁の受付は同月26日）、処分庁に対し、上記一部開示決定に係る行政文書の開示の実施の方法等の申出を行い、同年10月28日付けで（処分庁の受付は同月30日）、刑事施設に收容されており収入等がなく、所持金しかないためとして、情報公開法施行令14条2項の規定に基づき、上記開示実施手数料740円の免除を求める申請（本件免除申請）をし、領置金の残高が同月10日時点で「9,147円」である旨のC刑務所会計課長作成の領置金現在高証明（同日付け。以下「本件領置金現在高証明」という。）を提出した。

本件免除申請について、処分庁は、令和6年11月28日付けで、審査請求人に対し、「開示実施手数料を納付する資力がないとは認められないため」との理由を付して、免除をしないとの決定（本件免除申請拒否処分）をした。

（情報開示請求書、行政文書開示決定通知書、行政文書の開示の実施方法等申出書、開示実施手数料の減額（免除）申請書、本件領置金現在高証明、
「開示実施手数料の減額（免除）について（通知）」と題する通知）

(3) 審査請求人は、令和6年12月25日付けで、法務大臣（以下「審査庁」という。）に対し、本件免除申請拒否処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(4) 審査庁は、令和7年12月18日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求書

減免申請について、今まで許可していたものをいきなり不許可とするのは不当であり、不許可とする根拠も示さず、かつ情報公開法16条3項の経済的困難、その他特別の理由があると認めるときはとあり、刑事施設に收容され収入がないことは上記2つの理由に当てはまり、今まで許可していたものを不許可とするのは正当な理由がない。

(2) 反論書

- ア 刑事施設に入所してからの定期的な差し入れはなく収入はない。
- イ 領置金があったとしても、それだけをもって支払えるというのは生活保護受給者でも保護費を支給された時は10万円前後はあるのだからそれがお金があるから払えとはならないのと同様に、一時的に領置金を持っているからという判断は不当である。
- ウ 定期的に差し入れがなされているというが、これらの差し入れは全て弁護人からであり、通信費等の費用として差し入れられたものであり、定期的な差し入れには該当しない。し好品を購入していることから直ちに経済的困難者ではないと判断するのは軽率である。
- エ 前提として本人の許可なく領置金基帳をみだりに提出するのはそもそも違法である。
- オ 過去に許可していたのにいきなり免除しないとした決定は、本人が民事訴訟を提起した際に救助の付与を申し出たがC刑務所が領置金基帳を提出した時期と重なることから、B矯正管区が領置金基帳を見ていきなり免除しないとしたものであり、これらを踏まえると基帳が出るまでは刑事施設に収容されていて、収入がないという理由が認められたから許可していたことから、領置金基帳が出たからといって元々の許可理由からすれば関係ないことから、免除等を不許可としたのは不当である。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査請求人の資力の有無について

審査請求人は、刑事施設に収容されている被収容者であるところ、被収容者は、日常の生活費を支出する必要がないから、所得がなくても、入所時における所持金や金銭の差し入れにより、開示実施手数料を納付する資力を有していることがあり得ると考えるべきである。

審査請求人は、本件免除申請をした際に、開示実施手数料を納付する資力がないことの疎明資料として領置金残高が9,147円である旨の本件領置金現在高証明を提出している。他方、処分庁は、審査請求人の資力の状況をより正確に把握するために審査請求人が収容されているC刑務所から領置金基帳（刑事施設収容者の領置金に係る支出等が記載された資料。以下「本件領置金基帳」という。）を取り寄せており、審査庁においてこれを確認したところ、審査請求人は、本件免除申請の前後において、相応の領置金残高を有しており、また、審査請求人は定期的に金銭の差し入れを受け、本件免除申請日の2日後である令和6年10月30日には、10万円の現金の差し入れを受けていたことが認

められた。

これらの事情を総合考慮すると、本件免除申請時点において、衣食住の基本的な日常生活を送るために必ずしも支出を必要としない刑事施設に収容されている審査請求人は、本件開示実施手数料を納付することができる資力を有していると認めるのが相当であり、開示実施手数料を免除すべき経済的困難その他特別な理由があつたとは認められない。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人の資力については、上記1のとおり、本件免除申請時において開示実施手数料を納付する資力がないとは認められず、審査請求人の主張は採用することができない。
- (2) 審査請求人は、本件審査請求に係る反論書において、定期的にある差し入れは弁護人からの通信費等の費用としての差し入れであり、定期的な差し入れには当たらない旨主張するが、審査請求人の内心において領置金を他の目的に使用する意図があつたとしても、審査請求人に開示実施手数料を納付する資力があると認められる以上は、開示実施手数料の免除を受けることは認められず、審査請求人の主張は採用することができない。
- (3) 審査請求人は、自らが収容されている刑事施設が本人の許可なく領置金基帳を処分庁に提出するのは違法であるなどと主張しているが、処分庁は、審査請求人に経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるべき事由があるか否かを判断するに際して必要な調査をするため、当該刑事施設に対して審査請求人に係る保有個人情報の提供を求め、当該刑事施設の長は、処分庁が当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認めたことから、当該個人情報を提供したものであり（個人情報保護法69条2項2号）、当該判断が妥当性を欠くものとはいえず、審査請求人の主張は採用することができない。
- (4) 審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本件免除申請拒否処分以前に行われた減免申請において、資力がないことが認められた旨主張しているが、処分庁は、過去において、行政文書の開示実施手数料を免除した事実はあるものの、本件免除申請拒否処分においては、関係資料から、審査請求人に資力がないとは認められないと判断したものであり、当該判断が妥当性を欠くものとは認められないことから、審査請求人の主張は採用することができない。
- (5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

(6) したがって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条2項の規定により、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手續までの所要期間である。）。

本件審査請求の受付	: 令和7年1月6日
求補正	: 同年3月24日 (本件審査請求の受付から2か月18日)
求補正に対する回答受付	: 同年4月4日
審理員の指名	: 同年7月25日 (求補正に対する回答受付から3か月21日、 本件審査請求の受付から6か月19日)
弁明書の提出	: 同年8月18日
弁明書の副本の送付	: 同年10月2日 (弁明書の提出から1か月14日)
本件諮問	: 令和7年12月18日 (本件審査請求の受付から11か月12日)

(2) そうすると、本件では、①審査請求の受付から求補正までに2か月18日、②審査請求の受付から審理員の指名までに6か月19日、③弁明書の提出から弁明書の副本の送付までに1か月14日を要した結果、審査請求の受付から諮問までに11か月12日もの長期間を要している。

しかし、上記①から③までの各手續に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。特に、上記②の手續については、6か月19日もの長期間を要しているが、審理員の指名に上記のような長期間が必要であったとは考えられない。

行政不服審査法は、簡易迅速な手續の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項）から、審理員及び審査庁が上記①から③までの各手續を遅滞したことにより、本件審査請求の受付から本件諮問までに11か月12日もの長期間を要したということは、上記目的に甚だ

しくもとるものといわざるを得ない。

審査庁においては、行政不服審査法の上記目的を達成することができるように、審査請求事件の処理体制を見直すとともに、その進行管理の仕方を改善されたい。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件免除申請拒否処分の違法性又は不当性について

- (1) 情報公開法施行令14条1項によれば、行政文書の開示を受ける者は、経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められなければ、開示実施手数料の減額又は免除を受けることができない。

審査庁は、開示実施手数料の減額又は免除の許否を判断すべき時点について、当該減額又は免除の申請に係る手續は、開示実施手数料の納付がされるべき開示の実施の方法等の申出(情報公開法施行令13条3項)と併せて行い、その際に減額又は免除の申請書にこれらを求める理由を記載することとされているため(同令14条2項)、当該理由は減免申請時点のものと考えらるべきと説明するところ、上記の各規定内容に照らせば、上記説明は首肯することができる。

- (2) そこで、審査請求人に本件免除申請時に開示実施手数料を納付する資力がなかったか否かについて検討すると、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、本件免除申請に際して、処分庁に対し、本件開示実施手数料を納付する資力がないことの疎明資料として、本件免除申請を行う18日前(令和6年10月10日)の時点で、領置金の残高が本件免除申請の額740円を大幅に上回る「9,147円」である旨の記載のある本件領置金現在高証明を提出した。

上記証明額につき本件領置金基帳を確認したところ、令和6年10月9日時点で9,899円、同月11日時点で9,147円の領置金残高があることが認められるほか、本件免除申請を行った同月28日の時点で9,948円、その申請書が受け付けられた同月30日時点で12万3,973円の領置金残高があることが認められる。

したがって、本件免除申請の時点において、審査請求人には、本件開示実施手数料を納付することができる十分な資力があつたものと認められる。

イ また、審査請求人は、差し入れは全て弁護人により通信費等の費用として行われたものであり、定期的な差し入れには該当せず、し好品を購

入していることをもって直ちに経済的困難者ではないと判断するのは軽率である等と主張する。

本件領置金基帳によれば、審査請求人の領置金については、C刑務所に収容された日（令和6年7月1日）に保管替により残高が1,097円となっていたところ、それから本件免除申請時まで断続的ではあるものの1回当たり1,000円から1万円までの面会差し入れを受けており、本件免除申請の申請書が受け付けられた同年10月30日に合計12万円の郵送差し入れ等を受けていて、その後も少なくとも令和7年8月13日までの間に1回当たり2,000円から5万円までの差し入れが行われていることが認められる。

その上で、審査請求人による領置金の使途についてみると、審査請求人が主張する「通信費等の費用」に該当するとみられる品目（白封筒代、切手代、便箋代及び電報料代等）に係る支払が散見される一方で、菓子類及び飲料等の嗜好品を頻繁に購入しているほか、日用品、収入印紙、書籍、万年筆及び電卓等に係る支払により、本件免除申請を行った令和6年10月中の状況をみると、「通信費等の費用」を除く物品に係る支払の合計額は2万円以上に上ることが認められる。

ウ 上記ア及びイによれば、審査請求人は、本件免除申請時に本件開示実施手数料を納付する資力がなかったとは認められない。

(3) 次に、審査請求人のその余の主張について検討する。

ア 審査請求人は、過去に免除申請が認められていたのに本件免除申請が拒否されたのは不当であると主張する。

上記主張につき、一件記録によれば、審査請求人により令和6年2月1日付けでC刑務所及びD拘置支所における各種の規程等に係る文書の開示請求が行われ、同年4月16日付けでの一部開示決定の後に、同月25日付けで開示実施手数料2,000円の減額申請が行われ、疎明資料として同月18日付け領置金現在高証明（同月17日時点での残高を0円とするもの）が提出されたことを受け、処分庁は、開示実施手数料2,190円（全て複写機により白黒で複写したものの交付を希望する場合）又は2,220円（全て複写機により白黒及びカラーで複写したものの交付を希望する場合）のうち2,000円を減額することを決定したことが認められる。

しかしながら、上記別件処分の当否は別として、本件諮問事件について

みれば、上記（２）の状況が認められるのであるから、審査請求人の主張は採用できない。

イ 審査請求人は、自らが収容されている刑事施設が本人の許可なく領置金基帳をみだりに提出するのは違法である等と主張する。

個人情報保護法 69 条 2 項 2 号は、行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるときは、行政機関の長等は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる」と定めている。

そこで検討するに、審査請求人のように、刑事施設に収容されている者（以下「被収容者」という。）は、所得がなかったとしても、刑事施設への入所時における所持金や外部からの金銭の差し入れ等により、領置金を有することがあり得ること、そして、被収容者は、日常の生活費を支出する必要がないから、所得がない者であっても、金銭の差し入れの状況や領置金の残高の状況によっては、開示実施手数料を納付する資力を有していることがあり得ることから、行政文書の開示決定を受けた被収容者から開示実施手数料の減額又は免除を求める申請がされた場合には、当該被収容者に対する金銭の差し入れの状況や領置金の残高の状況を考慮して、当該被収容者に開示実施手数料を納付する資力があるか否かを判断することには、合理性があるというべきである。

したがって、処分庁が、審査請求人に本件開示実施手数料を納付する資力があるか否かを判断するため、審査請求人が収容されている C 刑務所長に対し、審査請求人に対する金銭の差し入れの状況や領置金の残高の状況が記載されている本件領置金基帳の提供を求めたことは、個人情報保護法 69 条 2 項 2 号に照らし妥当なものであったと判断でき、一件記録を参照しても、他に本件における本件領置金基帳の取扱いについて違法又は不当というべき事情が存在したことを認めるに足りる証拠書類等は見当たらないことから、審査請求人の上記主張を採用することはできない。

(4) 上記（２）及び（３）で検討したところによれば、審査請求人は、本件免除申請時に本件開示実施手数料を納付する資力がなかったとは認められないから、本件免除申請拒否処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問

に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	八	木	一	洋
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美